

奈良県建設業DX機器導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、建設業におけるDXを促進し、生産性の向上を図るため、県内の建設業者に対し、DX機器の導入に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則(平成8年6月28日奈良県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「DX」とは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することをいう。
- (2) 「DX機器」とは、建設現場における作業効率や安全性を高め、生産性の向上に資する、データとデジタル技術を活用した機器(ソフトウェアを含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 奈良県建設工事等入札参加資格を有する者で、県内に本店を有するもの
 - (2) 奈良県建設業DX機器導入支援補助金募集要領による採択を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置期間中の者
 - (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者
 - (3) 県税に滞納のある者
 - (4) 消費税又は地方消費税に滞納のある者
 - (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行うDX機器導入事業とする。ただし、当該DX機器の導入にあたり他の補助金の交付を受けるものは、対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、知事が奈良県建設業DX機器導入支援補助金募集要領に定めるDX機器(中古品(古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)第2条第1項に定義される「古物」をいう。)を除く。)の導入に要する費用とする。

ただし、補助対象事業を実施するための通信運搬費等並びに消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の額の算定方法等)

第6条 補助率及び1補助対象者当たりの上限額は次の表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。

補助率	1補助対象者当たりの上限額
1/2以内	50万円

2 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額の合計に、前項に定める補助率を乗じた額と、前項に定める1補助対象者当たりの上限額を比較して、これら2つのうち低い額とする。

ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てたものを補助金の額とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県建設業DX機器導入支援補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 奈良県建設業DX機器導入支援補助金事業計画書(第2号様式)
- (2) 導入予定DX機器に係る見積書及びカタログ等
- (3) 県税に滞納のない証明書(発行後3か月以内のもの)
- (4) 消費税及び地方消費税に滞納のない証明書(発行後3か月以内のもの)
- (5) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第9条 知事は、前条に規定する奈良県建設業DX機器導入支援補助金交付申請書(第1号様式)等の提出があった場合において、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 知事は、補助金の交付決定に当たっては、規則第5条第1項に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第9条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付後においても、知事から指示を受けた場合は、補助対象事業に係るDX機器の活用状況等について、書面で知事に報告しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第9条の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第12条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県建設業DX機器導入支援補助金事業計画変更承認申請書(第3号様式)に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額
 - (2) その他、知事が軽微と認める変更
- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県建設業DX機器導入支援補助金事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、奈良県建設業DX機器導入支援補助金事業実績報告書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 奈良県建設業DX機器導入支援補助金事業結果報告書(第7号様式)
- (2) 補助対象経費に係る納品書等の写し
- (3) 補助対象経費を支出したことがわかる書類(領収書等)
- (4) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県建設業DX機器導入支援補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受理した場合において、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第10条の規定により知事が付した条件に違反したとき。
- (2) 第12条の規定に違反したとき。

- (3) 第13条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付までに、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の措置を受けたとき。
- (6) 補助金の交付までに、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けたとき。
- (7) その他、知事が必要と認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第20条第2号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 知事の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分し、収入があった場合においては、その収入の全部または一部を県に納付すべきことを命じることがある。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。